

## 足場に係る労働安全衛生規則の改正事項(平成27年7月施行)等自主点検表

は改正労働安全衛生規則に定める措置、その他は改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」により推進する措置です。点検事項ごとに措置が「適」になっているか確認してください。

(特に、 が適となっていない場合は速やかに是正してください。)

点検事項		該当	措置	備考
1 設計	(1) 足場の組立図を作成しているか。	有・無	適・否	
	(2) 床材と建地との隙間は12センチメートル未満になっているか。	有・無	適・否	
	作業の性質上この要件を満たすことが困難な場合など <sup>1</sup> に、その箇所に防網を張る等しているか。 困難な場合( )	有・無	適・否	講ずる措置 防網 その他( )
	(3) <わく組足場> 足場の建地の中心間の幅が60センチメートル以上の場合、足場の後踏側(躯体と反対側)に「15センチメートル以上でできるだけ高い幅木」を設けているか。	有・無	適・否	
	(4) <わく組足場> 足場の後踏側に「上さん」を設置しているか。	有・無	適・否	
	(5) <わく組足場以外の足場> 足場の建地の中心間の幅が60センチメートル以上の場合、足場の後踏側に「幅木等」を設置しているか。	有・無	適・否	
(6) 建地の最高部から測って31メートルを超える部分の建地の鋼管が1本である場合、設計荷重が建地の最大使用荷重を超えていないか。	有・無	適・否		
2 組立て等	(1) 幅40センチメートル以上の作業床を設けているか。	有・無	適・否	
	(2) 安全帯を安全に取り付けるための設備等 <sup>2</sup> を設け、労働者に安全帯を使用させているか。	有・無	適・否	講ずる措置 手すり等 その他( )
3 通常作業	(1) 作業の必要上臨時に手すり等を取り外す場合、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこととしているか。	有・無	適・否	
	(2) 作業の必要上臨時に手すり等を取り外す場合、取り外す必要がなくなった後、直ちに原状に戻しているか。	有・無	適・否	
4 点検	(1) -1 <注文者の場合> 請負人の労働者に足場を使用させる時に、足場の組立て等の後の点検を実施しているか。	有・無	適・否	
	(1) -2 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者等の十分な知識、経験を有する者 <sup>3</sup> が点検しているか。	有・無	適・否	
	(1) -3 足場の組立て等の当事者以外が点検しているか。	有・無	適・否	
5 特別教育	(1) -1 足場の組立て等の業務に初めて就かせる労働者に特別教育を実施しているか。	有・無	適・否	
	(1) -2 平成27年7月1日時点で現に足場の組立て等の業務に就いている労働者には、2年以内に特別教育を実施することになっているか。	有・無	適・否	

### 記入要領

- 「該当」及び「措置」の欄には「有・無」あるいは「適・否」のいずれかに「レ」を付すこと。
- 1(2)「点検事項」欄の下欄の括弧内に困難な場合を具体的に記入すること
- 1(2)下欄及び2(2)について、「備考」欄の講ずる措置は当てはまるものに「レ」を付すこと。また、その他の場合は括弧内に具体的に記入すること。

1 「困難な場合など」について

次の場合が該当すること。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

また、はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管用足場の部材で、平成27年7月1日現にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

2 「安全帯を安全に取り付けるための設備等」について

「安全帯を安全に取り付けるための設備」とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもので、このような要件を満たすように設計され、当該要件を満たすように設置した手すり、手すりわく及び親綱が含まれること。

「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、建わく、建地、手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。

3 「十分な知識、経験を有する者」

他に、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者が挙げられること。